EUにおける銀行規制改革パッケージ（CRRIII/CRDVI）の概要
－バーゼルIII最終化、ESGリスク、第三国支店を含む－

小立　敬

▌要　約▐

1. EUでは2024年6月19日、銀行規制改革パッケージとして第3次資本要求規則（CRRIII）および第6次資本要求指令（CRDVI）がEU官報に掲載され、7月9日に施行された（CRRIII/CRDVI）。
2. CRRIIIは、バーゼルIII最終化の域内適用を規定するものであり、バーゼル銀行監督委員会が定めたバーゼルIII基準に準拠しながら規定している。ただし、銀行の所要資本を大きく増加させる分野や経済への影響が大きい分野に関しては、EU独自の経過措置を設けていることが特徴である。CRRIIIは2025年1月1日から適用されるが、マーケット・リスクの枠組みの改定、いわゆるトレーディング勘定の抜本的改定（FRTB）については欧州委員会が1年延期する方針を明らかにしている。
3. 一方、CRDVIは、バーゼルIII最終化以外の銀行規制改革を規定するものであり、①環境／社会／ガバナンスに関するリスク（ESGリスク）の管理・監督の強化、②銀行の取締役等のフィット・アンド・プロパーを含む監督権限や制裁の強化、③EU域外国（第三国）の銀行の域内業務に関する規制強化を主な内容としている。CRDVIによってEUの銀行においてはESGへの配慮が不可欠なものとなる。また、支店形態で加盟国に進出する域外国の銀行は、銀行サービスのあり方に一定の影響が生じる可能性がある点に留意が必要である。
4. CRRIII/CRDVIによって金融危機以降10年に及ぶ改革プロセスを完了することになることから、欧州委員会はEU銀行システムの全体的評価とプルーデンス規制と監督要件の枠組みに関する包括的レビューを実施する予定である。今後、欧州委員会による評価、レビューの結果にも注目する必要があるだろう。

野村資本市場研究所　関連論文等

・小立敬「米国における大手銀行の規制強化案－バーゼルIII最終化の適用と大手地銀の破綻への対応」『野村資本市場クォータリー』2023年秋号。
・小立敬「ようやく合意に達したバーゼルIIIの枠組みの最終化－リスク・アセットの計測方法の見直し－」『野村資本市場クォータリー』2018年冬号。

Ⅰ 銀行規制改革パッケージ（CRRIII/CRDVI）とは

欧州連合（EU）では、2024年6月19日、銀行規制改革パッケージ（Banking Package）として、①資本要求規則（Capital Requirements Regulation）の改定を図る第3次資本要求規則（CRRIII）[1]、②資本要求指令（Capital Requirements Directive）を改定する第6次資本要求指令（CRDVI）[2]がEU官報に掲載され、官報への掲載から20日後の7月9日に施行された（以下、CRRIII/CRDVI）。

CRRIII/CRDVIのうちCRRIIIは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって2017年12月に合意されたバーゼルIII最終化の域内適用を図るものであり、2025年1月1日を適用日としている。ただし、マーケット・リスクの枠組みの改定、いわゆるトレーディング勘定の抜本的改定（FRTB）については、欧州委員会のマクギネス委員（金融サービス担当）が官報掲載の前日に開催された欧州委員会と欧州中央銀行（ECB）の共同カンファレンスの中で、適用を1年延期して2026年1月1日を適用日とする方針を明らかにしている[3]。

一方、CRDVIは、バーゼルIII最終化以外の分野の銀行規制改革を内容としており、①環境／社会／ガバナンスに関するリスク（ESGリスク）の管理・監督の強化、②取締役等のフィット・アンド・プロパーを含む監督権限や制裁の強化、③第三国（域外国）の銀行の域内業務に関する規制の強化を主な内容としている。

ESGリスクの管理・監督に関しては、(a)リスクの特定や計測、管理、モニタリングに関する戦略や方針、プロセス、システムの確保、(b)強靭性テスト（ストレス・テスト）の実施、(c)トランジション・プランの策定、(d)内部ガバナンスやリスク管理への反映が含まれる。

また、第三国の銀行が域内に設ける支店に対しては、資本・流動性規制を含む最低要件が課されるとともに、第三国の銀行が貸出や預金の受入れといったコアな銀行サービスをクロスボーダーで加盟国に提供することが禁止される。子会社ではなく支店形態で加盟国に進出するEU域外の銀行は、銀行サービスのあり方に影響が生じる可能性がある。

CRDVIについては、2026年1月10日までに各加盟国において国内法化を完了させなければならないとされている。ただし、第三国の銀行の域内ビジネスに関する新たな要件については、2027年1月10日までの国内法化が求められている。

以下では、EUの銀行規制改革パッケージとして、バーゼルIII最終化の域内適用を図るCRRIII、ESGリスクの管理・監督や第三国の銀行に対する規制強化を含む銀行規制改革を規定するCRDVIについて要点を確認する。

---

1 Regulation (EU) 2024/1623 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2024, amending Regulation (EU) No 575/2013 as regards requirements for credit risk, credit valuation adjustment risk, operational risk, market risk and output floor, Official Journal of the European Union, June 19, 2024.

2 Directive (EU) 2024/1629 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2024, amending Directive 2013/36/EU as regards supervisory powers, sanctions, third-country branches, and environmental, social and governance risks, Official Journal of the European Union, June 19, 2024.

3 European Commission, “Keynote speech by Commissioner McGuinness at the European Financial Integration 2024 joint conference of the European Commission and the European Central Bank,” June 18, 2024.

Ⅱ 第 3 次資本要求規則（CRRIII）の要点

１．バーゼルIII最終化の域内適用とアウトプット・フロア

CRRIIIは、バーゼルIII最終化の域内適用が EU の銀行システムに相当の所要資本の増加をもたらすことを避けるとともに、EU 経済の特殊性にも配慮する必要があるとし、国際基準を調整する必要がある場合には経過措置によって対応する考えを述べている。

また、CRRIIIは、EU の金融機関が、特にトレーディング業務の分野において国際的なライバルに対して競争上不利になることを避けるべきとの認識を示す。マクギネス委員は前述した共同カンファレンスにおいて、レベル・プレイング・フィールドが確保されない場合に欧州委員会に適用延期の権限がある唯一の分野が FRTB であるとした上で、米国においてバーゼルIII最終化の適用の遅れが明らかになってきたことを踏まえて、欧州委員会としては FRTB の適用を 1 年延期する考えであることを表明した[4]。

さらに、CRRIIIは、バーゼルIII最終化の適用によって EU は 10 年に及ぶ改革プロセスを完了することになるため、EU の銀行システムの全体的な評価を実施すべきであるとし、プルーデンス規制と監督要件の枠組みに関する包括的なレビューを欧州委員会に指示している[5]。当該レビューでは、アウトプット・フロアの導入とその水準が十分な預金者保護と EU の金融の安定を確保しているかについて評価することが求められている。すなわち、バーゼルIII最終化における主たる措置であるアウトプット・フロアが、EU の域内適用に際して重要な論点となっていることが窺われる[6]。CRRIIIの適用後に行われる欧州委員会によるレビューの結果、EU においてアウトプット・フロアのあり方に修正が加えられる可能性があることは留意すべき点であろう[7]。

なお、CRRIIIは、所要資本が適切に配分される観点からアウトプット・フロアはすべての連結レベルで適用されるべきとする。一方、EU では中央機関と所属金融機関によって構成される協同組織金融グループが普及しているため、協同組織金融グループに関しては、加盟国の裁量の下、最上位連結レベルではアウトプット・フロアを遵守することを条件に、単体ベースや部分連結ベースではアウトプット・フロアを非適用とすることも認めている[8]。

---

4 FRTB の適用延期については、欧州議会や閣僚理事会の議決を経ずに、欧州委員会が委任法令（delegated act）によって対応する方針であり、2024 年 7 月 24 日に委任法令を提案した。今後、欧州議会および閣僚理事会による 3 ヵ月間の精査を経て採択される予定である（European Commission, “Commission proposes to postpone by one year the market risk prudential requirements under Basel Ⅲ in the EU,” Press Release, July 24, 2024）。

5 CRR, article 518c.

6 アウトプット・フロアとは、内部モデルを用いてリスク・アセットを計測する際に銀行間で生じている所要資本の正当化できないばらつきとともに、標準的手法を使用してリスク・アセットを計測する銀行に対する過度の所要資本の削減を制限することを目的に、バーゼルⅢ最終化で導入されるものであり、標準的手法を用いる場合のリスク・アセットの 72.5%の水準を内部モデルで計測するリスク・アセットの下限としている。

7 欧州委員会はすでに、EU 単一市場における銀行システムの状況と監督規制の枠組みについて包括的で公正でバランスのとれた評価を実施する方針を示しており、その中で適用水準を含むアウトプット・フロアの導入について調査する考えである。

8 CRR, article 92(3).

２．信用リスクの枠組みの改定

信用リスク計測に関しては、①格付機関である外部信用評価機関（ECAI）の信用評価、すなわち外部格付に依拠してリスク・アセットを計測する標準的手法（SA-CR）、および②金融機関の内部モデルを基にリスク・アセットを計測する内部格付手法（IRB）ともに、バーゼルIII最終化の下でBCBSが策定したバーゼルIII基準に準拠するものとなっている。

１）SA-CR（アウトプット・フロアにおける計測を含む）

金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイト（RW）に関しては、BCBSのバーゼルIII基準に従って改定される。そのRWは、設立された加盟国の中央政府のRWの水準からは切り離され（ソブリン準拠方式の廃止）、RWの決定に利用される外部格付は、暗黙の政府保証を考慮しないものになる[9]。

エクイティ・エクスポージャーのRWは、5年の経過措置の中で250%まで段階的に引き上げられるが、長期に及ぶ戦略的なエクイティ投資家としての金融機関の役割を維持し、壊滅的な影響を避ける観点から、金融機関が重要な影響力を有するまたは金融機関の支配下に置かれた事業会社（保険会社を含む）については、CRRIII施行前のRWを適用することを認めるEU独自の適用除外を定めている[10]。

投機的な非上場エクイティには400%のRWが割り当てられているが、非上場企業に長期のエクイティを提供する官民イニシアティブを強化するため、ベンチャー・キャピタルを通じた投資でも金融機関の上級管理職の承認の下、長期保有（3年以上）する意思をもって投資されている場合は、投機的とはみなさない扱いとしている[11]。

また、バーゼルIII基準に従い、経済の特定セクターを促進する目的で相当の補助金を受け、政府による監視とエクイティ投資の制限を伴う法的なプログラムに基づいた金融機関のエクイティ保有に対しては、合計で自己資本の10%までという制限の下、100%のRWを適用することが認められている[12]。

アウトプット・フロアの導入によってIRBを用いる金融機関（以下、IRB行）はSA-CRによる計測も必要になるが、域内の企業融資は主にIRB行が担っており、また、EU企業の大半は外部格付を取得していないとする。そこでCRRIIIは、混乱を回避し、外部格付のカバレッジ拡大を図る公的または民間のイニシアティブ[13]を確立するための時間を確保する観点から、2032年末までの経過措置を設けている。具体的には、IRBでデフォルト確率（PD）が0.5%以下の無格付企業については、アウトプット・フロアの計測に際して65%という有利なRWの適用が認められる[14]。

---

9 CRR, article 138(g).ただし、2029年末までは当局裁量の下、暗黙の政府保証を含む格付の使用が認められる。
10 CRR, article 495a(3).
11 CRR, article 133(4).
12 CRR, article 133(5).
13 外部格付のカバレッジ拡大に向けて、加盟国の中央銀行がECAIとして企業格付を提供することも視野に入れており、加盟国は中央銀行による企業格付の導入が望ましいか評価することが求められている。
14 CRR, article 465(3).

居住用不動産や商業用不動産向けエクスポージャーに関しては、バーゼルIII最終化の下、担保不動産から生じるキャッシュ・フローに返済資金が実質的に依存しているエクスポージャーと、そうではないエクスポージャーを区別し、さらに担保不動産のローン・トゥ・バリュー（LTV）を考慮して RW を決定することとなる。EU 独自の経過措置として、IRB 行における所要資本の増加に伴う与信の混乱回避の観点から、アウトプット・フロアの計測に際してより低い RW を適用することを認めている[15]。

リテール向けのエクスポージャーには 75%の RW が割り当てられている。ただし、リボルビング型のエクスポージャーのうちリスク・プロファイルを低下させるような返済に係る要件を満たすものについては、バーゼルIII基準と同様、トランザクター・エクスポージャーとして 45%の RW が適用される。

オフバランス項目をオンバランス・エクスポージャーに換算する際の掛け目であるクレジット・コンバージョン・ファクター（CCF）について、バーゼルIII最終化は、無条件に解約可能なコミットメントに対して 10%の CCF を新たに適用する。これに関して CRRIIIは、COVID-19 からの回復期においては債務者がビジネスの季節的変動や運転資金ニーズの予期せぬ変動に対応する際に無条件に解約可能なコミットメントに依存している場合に影響が生じることを懸念し、CCF を 5 年間で段階的に引き上げるという経過措置を設けている[16]。

なお、CRRIIIは、コミットメントが困難に直面している債務者に対しては金融機関が積極的な債務リストラクチャリングを拡大し、COVID-19 からの回復に寄与する上で重要な役割を果たすべきであるとするとともに、金融機関はカウンターパーティがデフォルトに陥っていると判断される場合であっても、残った債務の履行の可能性を高めるべく、債務者にとって有意義な与信条件の緩和を行うことを促している。

2）IRB

IRB について CRRIIIは、グローバル金融危機によってデータが不十分であるためにモデル化に適さないポートフォリオにも IRB が使われることで、結果の信頼性に影響することが明らかになったとして、すべてのエクスポージャーに IRB を用いることを義務づけるのではなく、頑健なモデリングが難しいエクスポージャーには IRB の使用を制限することが適切であるとする。

具体的には、低デフォルト・ポートフォリオについては、観察可能なデフォルトの数が不十分であるため、信頼できるデフォルト時損失率（LGD）を推計することが困難であるとする。CRRIIIはバーゼルIII最終化の下、金融機関や大企業（年間売上高 500 億ユーロ超）に対するエクスポージャーの LGD については、金融機関は自ら推計した値ではなく、規制上の値を用いることを定めている[17]。

---

[15] 例えば、一定要件を満たす居住用不動産について LTV が 55%以下の場合には、モーゲージで担保された部分のエクスポージャーに対して 2032 年末までは 10%の RW を適用することができる（CRR, article 465(5)）。

[16] CRR, article 495d(1).

[17] CRR, article 151(8).

また、エクイティ・エクスポージャーに関して CRRIIIは、内部モデルを利用する金融機関はいずれも一般に入手可能なデータに基づいてリスク評価を行うことから、金融機関の間の所要資本の差異は正当化されないとする。バーゼルIII最終化の下、CRRIIIでは SA-CR を用いてリスク・アセットを計測しなければならない[18]。

一方、バーゼルIII最終化では、金融機関が推計する PD、LGD を含むパラメータに対してインプット・フロアと称される最低値が適用される。CRRIIIもバーゼルIII基準に従って PD、LGD に対するインプット・フロアを導入している。ただし、CRRIIIは、過度に保守的に調整されたインプット・フロアは IRB やそれに関連するリスク管理を妨げる可能性があるとしており、プロジェクト・ファイナンスを含む特定貸付債権の LGD のインプット・フロアについて独自の経過措置を設けている[19]。

バーゼルIII最終化では、1 つのエクスポージャー・クラスに対して IRB を採用した金融機関がバンキング勘定の他のすべてのエクスポージャーに対して IRB を使う必要がなくなった。そこで、CRRIIIは経過措置としてエクスポージャー・クラス毎に簡素な手続で SA-CR に戻すことを可能にしている[20]。

証券化エクスポージャーについて CRRIIIは、証券化内部格付方式（SEC-IRBA）や証券化内部評価方式（SEC-IAA）を用いる金融機関に、アウトプット・フロアの導入が重大な影響を与える可能性を指摘する。EU の資本市場同盟（Capital Markets Union）においては証券化市場の発展が掲げられている一方で、オリジネーターの金融機関がアウトプット・フロアの制約を受けるとなるとリスク移転の便益が得られなくなり、証券化オペレーションの存続可能性に影響することを懸念する。そこで CRRIIIは、経過措置としてアウトプット・フロアの計測の際に有利な扱いを認めている[21]。

３．マーケット・リスクの枠組みの改定（FRTB）

CRRIIIは、グローバル金融危機以降の改革アジェンダを完了させ、現行のマーケット・リスクの枠組みにおける欠陥に対処するには、FRTB に基づくマーケット・リスクの改定が必要であるとする。もっとも、FRTB の適用が EU の金融機関に与える影響として、EU 経済に重要な役割を担うトレーディング業務やマーケットメーク業務に対して大幅な所要資本の増加をもたらす可能性を指摘する。CRRIIIは、そのような影響を緩和し、金融市場の良好な機能を維持するためには、FRTB の適用を調整すべきであると述べる。

また、金融機関のトレーディング業務は、ホールセール市場において加盟国と域外国の間を含めクロスボーダーで容易に行うことができることから、国際的に公平な競争条件を確保する観点から、FRTB は規制内容と適用時期の両面で可能な限り法域間で収れんさせるべきであるとする。

---

18 CRR, article 150(1)(a).
19 CRR, article 495b(1).
20 CRR, article 494d.
21 CRR, article 465(13).

欧州委員会は、他の BCBS メンバー法域の FRTB の適用状況をモニタリングする役割を担うとともに、FRTB の実施に関しては欧州連合機能条約（TFEU）の下で必要に応じて措置を講じることが委任されている[22]。欧州委員会は、前述のとおり、米国の適用状況を踏まえて、委任権限に基づいて FRTB の適用を 1 年延期する方針を明らかにしている。

一方、CRRIIIは、中規模のトレーディング勘定をもつ金融機関のマーケット・リスクの計測に関しては、比例原則（principle of proportionality）を踏まえて調整をすべきであるとしており、CRRIIIにおいては簡素化された標準的方式の使用が認められている。

なお、EU では、炭素排出権取引として EU 排出量取引制度（EU-ETS）が稼働しており、CRRIIIにおいては代替的な標準的方式として EU-ETS における炭素取引エクスポージャーに独自の RW が割り当てられている[23]。

４．オペレーショナル・リスクの枠組みの改定

オペレーショナル・リスクの計測に関しては、グローバル金融危機をきっかけに、現行の標準的方式におけるリスク感応度の欠如に加えて、先進的計測方式の多様なモデリング手法に起因する金融機関間の比較可能性の欠如が確認されたことから、バーゼルIII最終化では非モデルベースの標準的方式が導入された。CRRIIIでは、金融機関の事業規模に依存する指標と金融機関の損失履歴を考慮した指標を組み合わせたバーゼルIII基準と整合的な標準的方式が規定されている。

なお、CRRIIIは、オペレーショナル・リスクの所要資本を計測する際に、有効なリスク削減手法として将来的に保険の利用が認められる可能性があるとしており、欧州銀行監督機構（EBA）に対してその適切性に関する検討を求めている[24]。

５．その他のエクスポージャーに関する措置

１）ESG リスク

CRRIIIは、欧州委員会が 2019 年 12 月に示した欧州グリーン・ディールの実現と、国連の持続可能な開発のための 2030 年アジェンダに貢献するべく、民間セクターによる多額の投資を域内のサステナブル投資に向ける必要があるとする。その上で、ESG ファクターの重要性とサステナビリティや ESG エクスポージャーへのリスクの完全な理解を CRR に反映させ、ESG のファクターやリスクを統一的に理解するために一般的な定義を定めるべきとし、ESG リスクの定義を CRR に導入している[25]。

[22] TFEU 第 290 条は、欧州議会や閣僚理事会が立法手続に従って採択した立法行為について、その本質的でない特定の要素を補足し又は修正するために、一般的に適用する非立法行為を採択する権限を欧州委員会に委任することを定めている（植月献二「リスボン条約後のコミトロジー手続―欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み―」『外国の立法』第 249 号〔2011.9〕）。

[23] CRR, article 383x.

[24] CRR, article 519e.

[25] CRR, article 4(1)(52d) to (52i).

さらにCRRIIIは、EBAに対して欧州システミック・リスク理事会（ESRB）と協議の上、入手可能なデータに基づいて環境的、社会的なファクターの影響を踏まえつつ、ESGリスクに関わるエクスポージャーについてプルーデンス規制における扱いを特に調整するべきかを評価することを求めている[26]。EUでは現在、ESGリスクの中でも特に環境リスクをバーゼルIIIの第1の柱（Pillar1）の中に組み込むべきかという検討が行われているが、結論はまだ示されていない[27]。環境に優しいグリーンな資産のRWを引下げたり、環境負荷を伴うブラウンな資産のRWを引上げたりといった調整の妥当性についてもEBAによって改めて検討される可能性がある。

２）暗号資産エクスポージャー

暗号資産市場が急速に発展する中、既存のプルーデンス規制が対応していなかったため、BCBSは2022年12月に暗号資産エクスポージャーに対するプルーデンス規制を策定した[28]。CRRIIIでは、バーゼル基準に加えて、2023年5月に成立した暗号資産市場規則（MICA）[29]を踏まえつつ、2025年6月末までに暗号資産エクスポージャーに対するプルーデンス規制を立法化することが定められている[30]。

３）証券金融取引

CRRIIIは、バーゼルIII最終化の下、SA-CRではレポを含む証券金融取引（SFT）の短期的な性質が十分に反映されていないことから、IRBに基づく所要資本よりも過度に大きくなることを懸念する。そこで、CRRIIIは、SFTが極めて短期的な取引であることと、マーケットメークの能力とコストの観点からソブリン債市場に与える影響に焦点を当てながら、特に残存1年未満の短期取引に関してはSA-CRのRWが適切かという点について評価することをEBAに求めている[31]。

また、バーゼルIII最終化の一部としてBCBSが定めるSFTに係る最低ヘアカット・フロアについて、CRRIIIはその枠組みが明確ではないことや特定のSFTに適用する際の経済的な妥当性に疑念があるため、最低ヘアカット・フロアが望ましくない結果を生じる可能性を指摘する。そこで、CRRIIIは、銀行セクターの外でレバレッジが拡大する可能性への懸念から、SFTに係る最低ヘアカット・フロアをEU法に導入することの妥当性について、欧州証券市場監督機構（ESMA）との協力の下、EBAに報告を求めている[32]。

---

[26] CRR, article 501c.

[27] EBAは、2022年5月にプルーデンス規制における環境リスクの扱いに関してディスカッション・ペーパーを策定しており、第1の柱の利用をさらに発展させる方向性が示されている（EBA, “The Role of Environmental Risks in the Prudential Framework,” Discussion Paper, May 2, 2022）。

[28] BCBSによる暗号資産エクスポージャーの扱いについては、小立敬「銀行のプルーデンス規制における暗号資産の取扱い―現行のバーゼル基準と追加的な提案―」『野村資本市場クォータリー』2024年春号を参照。

[29] Regulation (EU) 2023/1114.

[30] CRR, article 501d.

[31] CRR, article 506f.

[32] CRR, article 519d.

Ⅲ 第 6 次資本要求指令（CRDVI）の要点

１．ESG リスクに焦点を当てる CRDVI

銀行規制改革パッケージの主たる目的は、バーゼルIII最終化であり、その域内適用はCRRIIIによって実現される。一方、主にプルーデンス監督の権限やツールを規定するCRD の改正を図る CRDVIは、その他の銀行規制改革を定めている。具体的には、①ESGリスクの管理・監督の強化に加え、②取締役等のフィット・アンド・プロパーを含む監督権限や制裁の強化、③第三国の銀行の域内業務に関する規制強化を規定している。

２．ESG リスクの管理・監督の強化

2015 年 12 月に採択されたパリ協定と国連の持続可能な開発のための 2030 年アジェンダの下、世界的に持続可能な経済への移行が求められており、EU では 2019 年 12 月の欧州グリーン・ディールによって、2050 年までに気候中立、すなわち温室効果ガス排出量を実質ゼロ（ネットゼロ）にすることが目標となっている。

持続可能な経済への移行は、金融システムに重大な影響を及ぼすことが認識されており、例えば、気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク（NGFS）は気候関連リスクが金融リスクの原因となることを指摘する。EU でも ESG リスク、特に気候変動の物理的影響や生物多様性の喪失、とりわけ生態系のより広範な破壊に伴うリスクが、EU の経済および金融システムの安定にとって前例のない課題であることが確認されている[33]。

CRDVIは、ESG リスクにはフォワードルッキングな性質や短期、中期、長期といった幅広い時間軸に及ぶ影響という特殊性があり、気候関連リスクやその他の環境リスクは、少なくとも 10 年という長期の時間軸でリスク管理を行うことが必要であるとする。その上で CRDVIは、ESG リスクの管理・監督について具体的な措置を規定している[34]。

まず、リスク管理の枠組みを含むガバナンス措置の一部として金融機関は、短期、中期、長期にわたる ESG リスクの特定、計測、管理およびモニタリングのための確固たる戦略、方針、プロセスおよびシステムを確保しなければならない。

また、金融機関は、ベースライン・シナリオと悪化シナリオの下、気候関連ファクターを含む ESG ファクターの長期的な負の影響に対する強靭性テスト（ストレス・テスト）を行わなければならない。その際、環境の変化や社会的な変化と関連する政策が金融機関の長期的な事業環境に与える潜在的影響を反映した ESG シナリオを考慮する必要がある。同時に金融機関は、国際機関が作成するシナリオに基づく信頼性のあるシナリオを用いることが要請されている。

---

[33] European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions Empty, Strategy for Financing the Transition to a Sustainable Economy, COM(2021) 390 final, July 6, 2021.

[34] CRD, article 87a.

さらに、取締役会は、短期、中期、長期の ESG ファクターから生じる金融機関が直面するまたはその可能性があるリスクに関して、管理、モニタリング、削減する戦略や方針を承認、レビューしなければならない[35]。また、ESG ファクターから生じる金融リスクをモニタリングし、対処するための定量化可能な目標やプロセスを含む具体的な計画の策定が求められている[36]。当該計画には、気候中立といった ESG ファクターに関連する EU や加盟国の規制上の目標、法的な調整プロセスや移行に伴うリスクが含まれるとしており、トランジション・プランの策定が金融機関に義務づけられることとなった。

CRDVIはその他、既存の金融機関の内部ガバナンスやリスク管理に ESG リスクを反映させることを求めている。金融機関による内部資本充実評価プロセス（ICAAP）では、ESG リスクを考慮する際には短期、中期、長期を区別しなければならない[37]。また、内部ガバナンスの構築に関しては、リスクを特定、管理、モニタリング、報告するプロセスに短期、中期、長期の ESG リスクを含むこと、報酬政策・実務においては、ESG リスクのアペタイトを反映させることを求めている[38]。

他方、加盟国当局は、短期、中期、長期に生じる ESG リスクをモニタリングし、対処するための定量化可能な目標やプロセスを含む計画を始めとして金融機関による ESG に関する戦略やリスク管理の実務の進展を評価し、モニタリングしなければならない。当該評価では、サステナビリティ関連商品の提供、トランジション・ファイナンスに係る方針、関連する融資実行方針、ESG関連の目標やリミットが考慮される。また、加盟国当局は、監督上の審査・評価プロセス（SREP）の一環として、これらの計画の頑健性を評価する。さらに、加盟国当局は、自己資本の上乗せとしてのシステミック・リスク・バッファーにおいて、気候変動に伴うシステミック・リスクを考慮することが求められる[39]。

また、EBA は、①ESG リスクの特定、測定、管理、モニタリングのための最低基準と参照方法、②ESGファクターから生じる金融リスクをモニタリングして、対処するための計画の内容、③ESG リスクが短期、中期、長期のリスク・プロファイルやソルベンシー（債務支払能力）に及ぼす影響を評価するための定性的・定量的な基準、④強靭性テストのシナリオを設定する基準に関するガイドラインの作成が求められている。

３．監督権限および制裁の強化

CRDVIにおいては、金融機関を対象とする監督権限や制裁の強化として、①取締役等のフィット・アンド・プロパーの強化、②持株会社による重要な出資、資産・負債の移転、合併・分割の際の当局への通知、③行政罰その他行政措置に関する域内調和が規定されている。

35 CRD, article 76(1).
36 CRD, article 76(2).
37 CRD, article 73(1).
38 CRD, article 74(1).
39 CRD, article 133(1).

１）取締役等のフィット・アンド・プロパーの強化

EU の現行規制は、金融機関の取締役の適合性（suitability）に関して取締役を任命する機関が評価することを求めていない。そこで CRDVIは、取締役会のメンバー（取締役）を対象とするフィット・アンド・プロパーを強化するとともに、内部管理部門責任者や財務最高責任者（CFO）を含む、取締役ではないものの金融機関の経営に重要な影響力を有する「主要機能保有者（key function holder）」についても適合性に関する規定を新たに設けている。

具体的には CRDVIは、取締役が常に十分な評判を有し、正直さをもって行動し、誠実かつ独立の精神を有し、一定の基準や要件[40]を満たすための十分な知識、スキルおよび経験を有することを確保する第一義的責任が金融機関にあるとする[41]。特に、G-SIB を含む大規模金融機関（large institution）[42]に該当する金融機関は、加盟国当局に対して取締役を任命する際に適合性に関する申請を行うことが求められる。

また、主要機能保有者についても常に十分な評判を有し、正直さをもって行動し、誠実であって、職務を遂行するために十分な知識、スキルおよび経験を有することを確保する第一義的な責任が金融機関にあると規定する[43]。大規模金融機関が内部管理部門責任者や CFO を任命する際には、加盟国当局が評価を行うことになる。

２）持株会社による重要な出資、資産・負債の移転、合併・分割時の通知

従来、銀行グループの親会社である持株会社による重要なオペレーションに対しては監督権限が規定されていなかった。そこで、CRDVIは、持株会社が重要な出資、重要な資産・負債の移転、合併・分割等を行う際は、加盟国当局に対して事前に通知することを求める[44]。通知を受けた当局は承認または反対の評価を行うことになる。

３）行政罰その他の行政措置

現在は CRR/CRD 等への違反に対して行政罰を設ける加盟国と行政罰のない加盟国がある。CRDVIは、加盟国の間のレベル・プレイング・フィールドを確保する観点から、CRR/CRD の違反に対して、行政罰（課徴金を含む）や違反が継続する場合の定期的な課徴金の支払い、その他の行政措置に関する規定を導入している[45]。

---

40 例えば、①取締役は金融機関における自らの機能を遂行するために十分な時間を充当すること、②取締役は十分な評判を有し、正直さをもって行動し、必要に応じて取締役会の決定を実効的に評価し、異議を唱え、経営の意思決定を実効的に監督しモニタリングする誠実さと独立性を備えた者であること、③取締役会は ESG ファクターを考慮した上で、業務、関連リスクおよび短期、中期、長期に生じる影響を理解するために十分な集合知、スキル、経験を有していることなどが求められる。

41 CRD, article 91.

42 EU において G-SIB を意味する G-SII に加えて、EU の D-SIB に相当する O-SII、加盟国において総資産で上位 3 位までの金融機関、総資産 300 億ユーロ以上の金融機関が該当する（CRD, article 4(1)(146)）。

43 CRD, article 91a.

44 CRD, article 27a, 27d, 27f, and 27i.

45 CRD, article 65.

４．第三国支店を対象とする規制の強化

EU 域外の金融機関（以下、第三国金融機関）が加盟国に対してクロスボーダーで銀行サービスを提供することに対して EU レベルの規制は存在しないため、加盟国の国内法によって扱いが異なっている。例えば、アイルランドの顧客に対しては、第三国金融機関は一定要件を満たせば認可がなくてもクロスボーダーで融資できるが、フランスやイタリアの顧客には実行できない[46]。また、ドイツやスペインでは、第三国の法律が同等の監督の枠組みを定めている場合には認可要件のうち一定要件の免除が認められている。

CRDVIは、第三国金融機関が加盟国に設置する支店は、EU の銀行市場において重要なプレゼンスを有するが、第三国金融機関の支店に対する EU レベルの規制は一般的な情報に係る要件のみであるとする。また、第三国金融機関の支店は加盟国間で異なる規制要件に服していることに加えて、加盟国当局は支店や子会社を通じて複数の加盟国で活動する第三国銀行グループからもたらされるリスクをモニタリングするための監督ツールを欠いているとする。細分化された規制環境は EU の金融の安定や市場の完全性にリスクをもたらすものであることから、第三国金融機関が加盟国に設置する支店に対して統一的な規制の枠組みを適用するべきであると述べている。

具体的な枠組みとして CRDVIは、①第三国金融機関が加盟国で預金や融資を含むコアな銀行サービスを提供する場合は支店の設置を義務づけるとともに、②第三国金融機関の支店を対象とする資本・流動性規制を含む最低規制要件を導入している。

１）コアな銀行サービス提供のための第三国支店の設置

CRDVIは、加盟国が第三国金融機関に自国に支店、すなわち第三国支店（third-country branch）の設立を求めるとともに、加盟国においてコアな銀行サービスとして、①融資[47]、②保証およびコミットメント、③預金その他の払戻可能な資金の受入れを開始または継続するための認可申請を求めることを規定する[48]。

ただし、EU で設立されまたは EU に所在する顧客やカウンターパーティのうち、以下のいずれかに該当する場合には、当該要件は適用されない。

a) 銀行（credit institution）
b) 第三国金融機関と同じグループの会社
c) リテール顧客、適格カウンターパーティまたはプロフェッショナル顧客[49]であって、当該顧客やカウンターパーティが上記のサービス、業務の提供のために自ら（排他的な）イニシアティブによって第三国金融機関にアプローチする場合（いわゆる「逆勧誘（reverse solicitation）」による場合）

---

46 Allen & Overry, “CRD VI cross-border rules take shape,” January 26, 2024.
47 融資には、消費者金融、不動産に関する与信契約、ファクタリング、リコースまたはノンリコース、商取引ファイナンス（フォーフェイティングを含む）が含まれる（CRD, article 47(1), and CRD, annex I, point 2）。
48 CRD, article 21c.
49 第 2 次金融商品市場指令（MiFIDII）の適格カウンターパーティおよびプロフェッショナル顧客を指す。

すなわち、第三国金融機関が提供するコアな銀行サービスでもインターバンク取引やグループ内取引に関しては適用除外である。また、コアな銀行サービスについて、顧客やカウンターパーティが自らのイニシアティブによって第三国金融機関に対してアプローチする逆勧誘の場合も適用除外である[50]。

したがって、第三国金融機関は、加盟国の顧客やカウンターパーティに対してコアな銀行サービスを提供する際は、上記の適用除外を除けば、第三国支店を通じて提供しなければならない。なお、規制対象はコアな銀行サービスを提供する場合であって、それら以外の銀行サービスや投資サービスはクロスボーダーによる提供が禁じられていない。

２）第三国支店に対するプルーデンス規制・監督

CRDVIは、第三国支店に対するプルーデンス規制・監督の枠組みを導入している[51]。

まず、第三国支店は「クラス 1」および「クラス 2」に分けられる。クラス 1 は、①第三国支店の総資産が 50 億ユーロ以上であること、②リテール顧客から受入れた預金その他の払戻可能な資金が第三国支店の総負債の 5%以上または 5 千万ユーロ超であること、③適格第三国支店（qualifying third-country branch）ではないことという要件のいずれかに該当する場合である[52]。適格第三国支店を含むそれ以外の第三国支店はクラス 2 に分類される。

ここで、適格第三国支店とは、①CRR/CRD に相当する第三国の銀行規制の枠組みに従ってプルーデンス規制および監督上の監視が適用されている国に本部があること、②本部の監督当局がCRDに規定する情報交換および専門的機密保持に関する要件[53]と少なくとも同等の要件の対象であること、③マネーロンダリング防止指令[54]の下で、マネーロンダリング・テロ資金供与防止対策（AML/CFT）に欠陥がある高リスクの第三国ではない国に本部があることという要件をすべて満たす場合である[55]。

その上で、①資本財産要件、②流動性要件、③内部ガバナンスおよびリスク管理、④ブッキングに係る要件に関して、最低規制要件が規定されている（図表 1）。

一方、第三国支店に対する監督としては、銀行が直面するリスクを評価し、リスクに適切に対処しているかについて検証する SREP の対象となり、SREP の評価を基にして監督上の課題をまとめた監督審査プログラム（SEP）にも反映される[56]。

---

[50] 顧客またはカウンターパーティが当初要請したサービスや商品、業務の提供に要するまたは密接に関連するサービスや業務、商品については、その密接に関連するサービスや業務、商品が当初要請されたサービスや業務、商品の後に提供される場合も含め、第三国支店の設立は求められないとしている。

[51] CRD, title VI, chapter I (article 47 to 48r).

[52] CRD, article 48a.

[53] CRD, title VII, chapter I, secction II (article 53 to 62).

[54] Directive (EU) 2015/849.

[55] CRD, article 48b.

[56] CRD, article 48m, and 48n.

図表1　第三国支店に関する規制要件

資本財産要件
・ クラス1は直近3年の平均負債の2.5%、クラス2は0.5%に相当する現金やソブリン債等を保有すること[1] ・ クラス1には最低100億ユーロ、クラス2は最低50億ユーロのフロアを設定
流動性要件
・ 最低30日間の流動性流出をカバーする十分な無担保流動資産を常に維持すること ・ クラス1には流動性カバレッジ規制を適用
内部ガバナンス、リスク管理
・ 加盟国当局によって事前に承認された、事業を実効的に指揮する最低2名を設置すること ・ 金融機関に適用される内部ガバナンス、報酬、リスク管理に関する規定を遵守すること[2] ・ すべての重大なリスク、リスク管理方針とその変更について、本部の取締役会への報告ラインを確立すること ・ アウトソーシング契約を監視、管理すること ・ バック・トゥ・バックまたはグループ内のオペレーションにおいて重大なリスクがカウンターパーティに移転される場合に、信用リスクを特定し、適切に管理するための十分な資源を確保すること ・ 第三国支店の重要な機能が本部によって実行される場合、当該機能は内部の取決めまたはグループ内合意に基づいて実行されること ・ 第三国支店のコンプライアンスの状況について独立した第三者が定期的に評価を行うこと
ブッキングに関する要件
・ 第三国支店によって記帳され行われたすべての資産・負債を追跡し、その包括的かつ正確な記録を保持し、第三国支店内で独立して管理できるよう登録簿（registry book）を保持すること

（注）　1. 資本財産要件を満たすものとして、①現金および現金相当商品、②加盟国の政府・中央銀行が発行する債券、③リスクや損失が発生した場合に直ちにリスクや損失をカバーするために第三国支店が無制限かつ即時に使用できるその他の手段が認められている。
2. クラス1については、①内部ガバナンスおよび再建・破綻処理計画、②報酬制度の監視、③リスク管理機能、④内部統制機能、⑤報酬制度、⑥変動報酬、⑦報酬委員会に関する規定の遵守が求められ、クラス2については、これらのうち⑤および⑥を除く規定の遵守、⑤および⑥に関しては内部統制機能を有することが求められる。

（出所）CRDVIより野村資本市場研究所作成

3）子会社の設置要件

CRDVIは、第三国支店がシステム上重要と判断される場合などケース・バイ・ケースで子会社化を求めることができるとする。すなわち、第三国支店が以下の要件に該当する場合は、加盟国は第三国支店に対して銀行（credit institution）として認可申請を求めることができると定めている[57]。

- 第三国支店が、同一グループの他の第三国支店との間で行われるグループ内ファンディングおよび逆勧誘に基づいて行われる取引を除いて、他の加盟国の顧客やカウンターパーティに対して、クロスボーダーでコアな銀行サービスの提供を過去に行っていたまたは現在行っている場合
- 第三国支店がシステム上重要と評価され、EUまたは第三国支店が設置された加盟国において金融の安定に重大なリスクをもたらす場合
- 同一の第三国金融グループに属する域内のすべての第三国支店の総資産合計が400億ユーロ以上であること、または第三国支店が設置された加盟国において帳簿上の資産が100億ユーロ以上であること

[57] CRD, article 48i.

第三国支店は、域内のすべての第三国支店の総資産合計が 400 億ユーロ以上である場合、EU または設置された加盟国の金融の安定にとってシステム上重要であるか、重大なリスクをもたらすかについて評価されることになっている[58]。なお、400 億ユーロという基準に関して、欧州中央銀行制度（ESCB）を構成する中央銀行によるオペレーションに関連する資産は含まれないことが規定されている[59]。

Ⅳ CRRIII/CRDVIの特徴と留意点

2021 年 10 月に立法プロセスが始まった CRRIII/CRDVIは、閣僚理事会および欧州議会における審議を経て各々可決され、EU 官報に掲載されて 2024 年 7 月 9 日に施行された。CRRIII/CRDVIは、BCBS で合意されたバーゼルIII最終化の域内適用を図ることを主な狙いとしており、CRRIIIにおいてバーゼルIII基準に準拠しつつバーゼルIII最終化の域内適用が規定されている。ただし、銀行の所要資本を大きく増加させる分野や EU 経済への影響が大きい分野に関しては、EU 独自の経過措置を設けていることが特徴である。また、IRB に適用されるアウトプット・フロアについては、欧州委員会が評価を行うことが予定されており、その結果次第では見直しが行われる可能性には留意が必要であろう。

一方、CRDVIについては、2050 年までの気候中立の実現に向けて銀行セクターに貢献を求めるものとなっており、金融機関はビジネスの戦略やプロセス、ガバナンスの要件、取締役会や報酬の要件に ESG ファクターの反映が求められる。また、ESG リスクの管理に加えて、トランジション・プランの策定やストレス・テストの実施が義務づけられる。CRDVIの導入により、EU の銀行はその業務において ESG に配慮することが必要不可欠のこととなる。

なお、CRDVIで導入される第三国支店に対する規制要件に関しては、邦銀を含め支店形態で加盟国に進出する域外国の銀行にとっては、加盟国におけるコアな銀行サービスの提供の仕方に影響が生じる可能性があることに留意が必要であろう。

CRRIII/CRDVI、すなわち銀行規制改革パッケージによって金融危機以降、10 年に及ぶ改革プロセスを完了することになる。そこで、欧州委員会によって EU の銀行システムの全体的な評価、プルーデンス規制と監督要件の枠組みに関する包括的レビューが行われる。今後予定される欧州委員会による評価、レビューの結果にも注目する必要があるだろう。

---

58 システム上の重要性を評価する際には、①第三国支店の規模、②第三国支店のストラクチャー、組織およびビジネスモデル、③第三国支店と EU および加盟国の金融システムの相互連関性の程度、④第三国支店の業務、サービス、オペレーションもしくは第三国支店が提供する金融インフラの代替性、⑤銀行資産総額に関するまたは第三国支店が提供する業務、サービスに関する EU および加盟国のマーケット・シェア、⑥第三国支店のオペレーションまたはビジネスの停止または閉鎖が、加盟国の金融システムの流動性、EU および加盟国の支払・清算・決済システムに与え得る影響、⑦破綻処理当局からの情報に基づく破綻処理または清算という文脈における第三国支店の役割および重要性、⑧第三国支店を通じて行われる第三国グループのビジネスの規模と、EU および加盟国において認可された子会社を通じて行われる当該グループのビジネスの規模の比較が指標となる（CRD, article 48i(2)）。

59 CRD, article 48j(1).